

自転車指導啓発重点地区（境警察署～坂東市辺田地区～）

令和6年4月

管内の自転車関連事故発生状況（令和5年中19件） そのうち**11件**が坂東市内で発生しています！



出典：国土地理院発行基盤地図情報

重点地区で見られる自転車の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 並進走行、一時不停止



警察では自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

- 重点地区内には大きな商業施設があり、付近に高等学校や小学校もあります。学生や、住民の自転車利用者が多い地域であり、並進や歩道通行している自転車が多い地区です。
- また、坂東市内発生のうち約4分の1が重点地区内の発生と、エリア内で集中しています。

1 自転車は軽車両、歩道は、歩行者優先！

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者を確認したり、避けなければならない時には一時停止をしましょう。

2 ながら運転は違法！

携帯電話等を利用しながら、片手を離れた状態で運転するとハンドル操作が不安定になり、その結果、歩行者をはじめ、危険を回避する行為がすぐにとれないことにつながります。ながら運転は重大な交通事故につながる危険な行為！絶対にやめましょう！

3 他の自転車と並進禁止、「止まれ」では一時停止！

自転車は道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。また、一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。